

全弓連発第 26-54 号  
平成 26 年 7 月 18 日

地連会長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟  
会 長 石 川 武 夫



### 希少野生鳥類の羽根を用いた矢の取り扱いについて

標記の件については、既に全弓連発第 23-140 号「密猟された猛禽類（希少野生鳥類）の羽根を使用した矢羽の件」により貴地連に対し、協力方を要請したところです。その後の本連盟の調査によりますと密猟された猛禽類は当然のことながら、その他の希少鳥類の羽根の取り扱いに関しましても尚一層の検討が必要となっています。我々としても関係法令を遵守するべく、認識を改めていかなければならぬと痛感しております。

本連盟ではこの問題に対し、外部有識者も含めた委員会を設置し、矢羽の使用に関する準則等を制定すべく検討を開始しておりますが、本趣旨をさらに徹底していくべく当分の間、『全日本弓道選手権大会（近的・遠的）』において、法令に定められた希少野生鳥類（別紙一覧）の羽根を用いた矢の使用を自粛することといたしました。

つきましては、貴地連におかれましても、会員にこの趣旨を十分に徹底され、適切な指導をされるよう重ねて要請します。

# 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく 国内希少野生動植物種

## \* 鳥類(37種)

科名	種名	
	和名	学名
がんかも科	シジュウカラガン	ブランタ・カナデソシス・レウコペレア
うみすずめ科	エトピリカ	ルンダ・キルラタ
	ウミガラス	ウリア・アルゲ・イノルナタ
しげ科	アマミヤマシギ	スコロバクス・ミラ
	カラフトアオアシシギ	トリシカ・グ・ティフェル
こうのとり科	コウノトリ	キコニア・ボイキアナ
とき科	トキ	ニホニア・ボン
はと科	キンバト	カルコファブス・インデイカ・ヤマスイナイ
	アカガシラカラスバト	コルンバ・ヤンティナ・ニテヌス
	ヨナクニカラスバト	コルンバ・ヤンティナ・ステイネギリ
わしたか科	オオタカ	アキビテル・ケンティリス・フジヤマエ
	イヌワシ	アクイラ・クリュサエスト・ヤボニカ
	オガサワラノスリ	ブテオ・ブテオ・トヨスマイ
	オジロワシ	ハリアエトゥス・アルビキラ・アルビキラ
	オオワシ	ハリアエトゥス・ペラキクス・ペラキクス
	カンムリワシ	スピロルニス・ケラ・ペルフ・レクス
	クマタカ	スピサエトゥス・ニハレンスイス・オリエンタリス
はやぶさ科	シマハヤブサ	ファルコ・ペレグリヌス・フルイテイ
	ハヤブサ	ファルコ・ペレグリヌス・ヤボネンシス
きじ科	ライチョウ	ラコブス・ムトゥス・ヤボニクス
つる科	タンチョウ	グルス・ヤボネンシス
くいな科	ヤンバルクイナ	ラルス・オキナワエ
あたり科	オガサワラカラワヒワ	カルドウエリス・スニカ・キトリズィ
みつい科	ハハジマメグロ	アハロブテロン・ファミリアレ・ハハスイマ
ひたき科	アカヒゲ	エリタクス・コマドリ・コマドリ
	ホントウアカヒゲ	エリタクス・コマドリ・ナミイエイ
	ウスアカヒゲ	エリタクス・コマドリ・スブルフス
	オオトラツグミ	トルトウス・ダウマ・アマミ
	オオセッカ	メガルルス・ブリュエリ・ブリュエリ
やいろちょう科	ヤイロチョウ	ヒタ・ブラキユウラ・ニユンファ
う科	チシマウガラス	ファラクロコラクス・ウリレ
きつつき科	オーストンオオアカゲラ	デントロコホス・レウコトス・オウストニ
	ミユビゲラ	ヒコイデス・トリダクトュルス・イノウイエイ
	ノグチゲラ	サフェオビボ・ノグキ
あほうどり科	アホウドリ	デイオメデア・アルバトルス
ふくろう科	シマフクロウ	ケトウバ・ブラキストニ・ブラキストニ
	ワシミニズク	ブボ・ブボ・ボリソウイ